

気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 27 年 9 月 11 日
関係府省申合せ
平成 27 年 10 月 23 日
一部改正
平成 29 年 10 月 11 日
一部改正

1. 気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房総括審議官
金融庁総括審議官
総務省大臣官房総括審議官
外務省地球規模課題審議官
財務省大臣官房審議官
文部科学省研究開発局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房技術総括審議官
経済産業省産業技術環境局長
国土交通省総合政策局長
環境省地球環境局長

3. 連絡会議の庶務は、環境省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。